

## ○木更津市週休 2 日制適用工事実施要領

(令和 4 年 2 月 1 8 日決定)

改正 令和 6 年 3 月 1 9 日

(目的)

第 1 条 建設業では、少子高齢化を背景に技術者や技能労働者の不足が懸念され、将来の担い手確保に向けた取り組みが求められている。このため、将来を担う若手が入職しやすい環境を整える取り組みとして、週休 2 日制適用工事を実施する。この要領は、週休 2 日制適用工事の実施に関し必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 週休 2 日

対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

現場着手日から現場完成日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、監督員と協議し定めた期間等は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 現場閉所率 (%)

対象期間内の現場閉所日数の割合で、 $(\text{現場閉所日数} / \text{対象期間日数}) \times 100$  (小数第 2 位以下切り捨て) で算出される値のことをいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(5) 4 週 8 休以上

対象期間内の現場閉所率が、28.5% (8 日 / 28 日) 以上の水準に達する状態をいう。

(6) 4 週 7 休

対象期間内の現場閉所率が、25.0% (7 日 / 28 日) 以上 28.5% (8 日 / 28 日) 未満をいう。

(7) 4週6休

対象期間内の現場閉所率が、21.4%（6日／28日）以上25.0%（7日／28日）未満をいう。

(8) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始する日をいう。

(9) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了する日をいう。

（対象工事）

第3条 対象工事は、木更津市が発注する工事（営繕関係工事は除く。）のうち、発注者が指定する工事とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

(1) 現場施工が1週間未満の工事

(2) 通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事

(3) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

例：災害復旧工事、供用期間が公表され施工条件の制約が厳しい工事等

(4) 前各号に掲げるもののほか適切でないと認められる工事

（工期設定）

第4条 週休2日制適用工事の工期は、千葉県通知「適正な工期設定について」における「土木工事における適正な工期設定の考え方」を参考とし、準備期間及び施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間等を積上げて設定することとする。

（実施方法）

第5条 発注者は、特記仕様書に週休2日制適用工事である旨を、別紙1のとおり記載すること。

2 受注者は、契約締結後速やかに、受発注者間で関係者協議の有無、協議完了予定時期及び工事工程等を「工事打合せ簿」により共有すること。

3 受注者は、現場着手前に、現場着手日及び現場完了日を記した「工事打合せ簿」により、監督員と対象期間について協議すること。

また、対象期間内における現場閉所予定日が把握できる「計画工程表」（任意様式）を併せて監督員に提出すること。

4 受注者は、現場閉所を行う時は、監督員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

- ①「計画工程表」等で監督員が事前に把握している場合
  - ②官公庁の休日の場合
- 5 受注者は、対象期間中、「計画工程表」に示した現場閉所予定日に作業を行う場合は、監督員に事前に連絡すること。
- 6 工程に変更が生じた場合は、その要因と変更後の工事工程について、受発注者間で協議すること。なお、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うこと。
- ①工事工程の条件に変更が生じた場合
  - ②著しい悪天候により不稼働日が想定より多く発生した場合
  - ③工事一時中止により全体工程に影響が生じた場合
  - ④資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合
  - ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合
- 7 受注者は、「工事履行報告書」（別記第1号様式）と併せて、「週休2日制適用工事現場閉所チェックリスト」（別記第2号様式）を監督員に毎月提出すること。また、チェックリストの確認用に、現場作業の実施を確認できる書類（作業日報等）も併せて監督員に提示すること。なお、「工事履行報告書」には当該月及び累計の現場閉所日数、現場閉所率を記事欄等に記載すること。
- 8 受注者は、対象期間終了後速やかに、最終月の週休2日制の取り組みが確認できる「工事履行報告書」及び「週休2日制適用工事現場閉所チェックリスト」を監督員に提出すること。なお、現場完成日が工期期限に近く、設計変更等の手続き期間を取れない恐れがある場合には、受発注者間協議により現場閉所の実績を確認する日を決定するものとし、これに基づき設計変更を行うものとする。

（積算方法）

第6条 発注者は、週休2日制の取り組みに対して、現場の閉所状況に応じて、次に掲げる経費にそれぞれ補正係数を乗じるものとする。ただし、市場単価方式については、現場閉所の状況に応じて、別紙3に示す補正係数を乗じるものとする。

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05

機械経費	1. 0 1	1. 0 3	1. 0 4
共通仮設費率	1. 0 2	1. 0 3	1. 0 4
現場管理費率	1. 0 3	1. 0 4	1. 0 6

2 当初予定価格の積算において前項の4週8休以上に適用する経費の補正を行うものとする。  
現場完成後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休以上に達していない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して設計変更を行い契約変更するものとする。

(工事成績)

第7条 週休2日制を実施できなかったことによる工事成績評定点の減点はない。

(実施の明示)

第8条 受注者は、対象期間中、週休2日制適用工事を実施している旨を、工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示することとする。(別紙2)

(その他)

第9条 受注者は、この要領に定めのない事項又はこの要領に疑義を生じた事項については監督員と協議すること。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月19日)

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に入札公告する工事から適用する。

特記仕様書記載例

第〇条 週休2日制適用工事

- 1 本工事は、週休2日制適用工事である。
- 2 受注者は、原則週休2日制で施工すること。
- 3 週休2日制の実施にあたっては、「木更津市週休2日制適用工事実施要領」に基づき行うこと。

【工事掲示板】

週休2日制適用工事

この工事は、建設現場の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組んでいます。

（A3サイズ相当）

施工体系図

施工体制台帳

建設業の許可票

建退共加入標識

労災保険関係成立票

※明示の参考事例となります。

別紙3 (第6条第1項)					
No	名称	区分	補正係数		
			4週6休	4週7休	4週8休以上
1	鉄筋工		1.01	1.03	1.05
2	ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
3	インターロッキングブロック工	設置	1	1.01	1.02
		撤去	1.01	1.03	1.05
4	防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1	1.01	1.01
		撤去	1.01	1.03	1.05
5	防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1	1.01	1.01
		撤去	1.01	1.03	1.05
6	防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04
		撤去	1.01	1.03	1.05
7	防護柵設置工 (落石防護柵)		1	1.01	1.02
8	防護柵設置工 (落石防止柵)		1.01	1.02	1.03
9	道路標識設置工	設置	1	1.01	1.01
		撤去・移設	1.01	1.03	1.04
10	道路付属物設置工	設置	1	1.01	1.02
		撤去	1.01	1.03	1.05
11	法面工		1	1.01	1.02
12	吹付型枠		1.01	1.02	1.03
13	鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.01	1.02	1.02
14	道路植栽工	設置	1.01	1.03	1.05
		撤去	1.01	1.03	1.05
15	公園植栽工		1.01	1.03	1.05
16	橋梁用伸縮継手装置設置工		1	1.01	1.02
17	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
18	橋面防水工		1.01	1.01	1.02
19	薄層から一舗装工		1	1	1.01
20	グルーピング工		1	1.01	1.01
21	軟弱地盤処理工		1	1.01	1.02



週休2日制適用工事 チェックリスト				
工事名	〇〇工事			
受注者名	〇〇工務店			
月日	曜日	計画上の 閉所日	実際の 閉所日	計画上の閉所日と実際の閉所日に 差異がある場合等に記載
7月1日	水			
7月2日	木			
7月3日	金			
7月4日	土			
7月5日	日			
7月6日	月			
7月7日	火			
7月8日	水			
7月9日	木			
7月10日	金			
7月11日	土			
7月12日	日			
7月13日	月			
7月14日	火			
7月15日	水			
7月16日	木			
7月17日	金			
7月18日	土			
7月19日	日			
7月20日	月			
7月21日	火			
7月22日	水			
7月23日	木			
7月24日	金			
7月25日	土			
7月26日	日			
7月27日	月			
7月28日	火			
7月29日	水			
7月30日	木			
7月31日	金			
現場閉所日		0	0	
対象期間		31	31	
今月の閉所率		0.0%	0.0%	※設計変更は月ごとではなく 全体の閉所率で判断！